

令和8年度

幼稚園・認定こども園（1号認定）利用者の認可外保育施設などの利用について

認可施設と認可外保育施設などを併用している場合、認可外保育施設などの利用料は無償化の対象外となります。ただし、幼稚園、認定こども園（1号認定）を利用する場合について、当該幼稚園及び認定こども園が実施する預かり保育事業が、（1）教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または（2）年間実施日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合については、どちらも無償化の対象となります。

《（1）または（2）に該当する施設》

| 名称 | 所在地 | 設置者 |
|---------------|-----------------|-------------|
| 浅香こども園 | 堺市北区東浅香山町3-31-1 | 社会福祉法人 堺常磐会 |
| 大阪芸術大学附属泉北幼稚園 | 堺市南区御池台2-4-1 | 学校法人 塚本学院 |